

第 5907 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月 2日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ☞ コンビニ納付

**Q**：税金をコンビニで納付できるそうですが、どのような制度なのですか？

**A**：次のような制度です。

### 【解説】

コンビニでの税金の納付は、平成20年1月21日から、国税についてのみですが、納付することができるようになっています。

国税のコンビニ納付には、バーコード付納付書が必要になります。

バーコード付納付書は、納付金額が30万円以下で次のような場合に所轄の税務署が発行してくれることになっています。

- ①確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税等）
- ②督促・催告を行う場合（全税目）
- ③賦課課税方式による場合（各種加算税）
- ④確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

利用できるコンビニは、次のお店です。

くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、セーブオン、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ナチュラルローソン、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

